

経済地理学会会則

第1条 (名 称)

本会は、経済地理学会 (The Japan Association of Economic Geographers) と称する。

第2条 (目 的)

本会は、経済地理学に関して、研究者の交流・提携をはかり、理論および応用の分野における内外の経済地理学的問題の研究を推進し、もって経済と文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

1. 研究報告会の開催
(1) 毎年1回、全国大会を開く。必要に応じて臨時の大会を開くことができる。
(2) 支部毎に月例研究会を開く。
2. 会誌『経済地理学年報』その他の刊行物の発行
3. 講演会、見学会などの開催
4. 内外関連諸学会との交流
5. 経済地理学関係情報・資料の整備
6. 若手研究者の研究の奨励
7. 委託調査研究の実施
8. その他本会の目的達成の事業

第4条 (支 部)

本会に、関東支部・関西支部・中部支部・西南支部および北東支部をおく。支部の運営については細則で定める。

第5条 (会 員)

1. 本会の会員は、次の4種類とする。
(1) 普通会员 (2) 賛助会員 (3) 名誉会員 (4) 学生会員
2. 普通会员は、本会の趣旨に賛同する経済地理学およびこれと関連する諸科学の研究者で、本会の活動に参加するものとする。
3. 賛助会員は、本会の目的・事業に賛同する法人・団体または特定の個人とする。
4. 名誉会員は、経済地理学ならびに本会に対し貢献した者の中から評議会が推薦し、総会の承認をへて定めるものとする。
5. 学生会員には、本会の趣旨に賛同し、大学の学部またはこれに準ずる学校に在学するものなることができる。
6. 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を本会に提出し、常任幹事会の承認を得なければならない。
7. 本会の会員(名誉会員を除く)は、会費を納めなければならない。会費は細則で定める。
8. 会員は、会誌などの学会刊行物の配布を受けることができるほか、本会の事業に参加し、その設備や資料を利用することができる。
9. 退会を希望する会員は、退会届を常任幹事会に提出し、常任幹事会の承認を得なければならない。
10. 会員が次の事項に該当する場合は、会長は評議会の承認にもとづき除籍することができる。
(1) 会費を滞納した場合 (2) 会則に背き、または本会の名誉を傷つける行為のあったとき

第6条 (役員および役員会)

1. 本会に次の役員を置く。
(1) 会長1名 (2) 評議員40名 (3) 代表幹事1名 (4) 常任幹事11名
(5) 幹事若干名(各専門委員会・各支部ごとに若干名) (6) 支部長 各支部1名
(7) 会計監査2名 (8) 顧問または参与若干名

2. 会長、評議員、会計監査は、普通会员の互選に基づき総会において決定する。代表幹事と常任幹事は、評議員の互選によって定める。それらの具体的な選出方法は、その他の役員の選出方法を含めて、別に定める役員選出規定による。
3. 役員の任期は、次の各項による。
 - (1) 任期は2年とする。
 - (2) 会長、評議員、会計監査は連続して4期を務めることはできない。
 - (3) 補欠による任期は残任期間とする。
 - (4) 任期満了後でも後任者の就任まではその職務を遂行する。
4. 役員の職務は次の各項による。
 - (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 評議員は評議会を構成し、会務を審議する。
 - (3) 代表幹事は会長を補佐し、常任幹事会を組織して会務を遂行する。
 - (4) 常任幹事は常任幹事会のもとに一般の会務をつかさどり、本会の事業を遂行する。
なお、常任幹事は総務、編集、渉外の各委員長および副委員長、支部代表幹事からなり、各委員会・各支部での会務を統括・遂行する。
 - (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
 - (6) 支部長は支部を代表し、支部の会務を遂行する常任幹事とともに支部の会務を統括する。
5. 評議会は、会長または代表幹事が必要と認めるときに、これを会長が召集する。なお、4人以上の評議員が連名で評議会の開催を要求したとき、会長はこれを召集しなければならない。

第7条（総会）

1. 通常総会は、毎年1回、会長が召集する。
2. 臨時総会は、評議会もしくは常任幹事会が必要と認めるとき、または普通会员50名以上から会議の目的とする事項を示し請求のあったときに開催する。
3. 総会は、委任状を含めて、普通会员の5分の1以上の出席がなければならない。
4. 総会においては、事業報告、会計報告、事業計画、予算および会則変更の審議、ならびに役員選出などをおこなう。
5. 総会における議決は、出席普通会员の過半数とする。

第8条（会則の変更）

会則の変更は、評議会、または普通会员の5分の1以上の提案により、総会出席普通会员の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第9条（資産および会計）

1. 本会の運営ならびに事業は次の資産によりおこなうものとする。
 - (1) 会費
 - (2) 事業にともなう収入
 - (3) 寄附金品
 - (4) その他の収入
2. 本会の事業年度および会計年度は、原則として、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

第10条（細則）

会則の施行に必要な事項については別に細則を設ける。細則の制定および変更は総会の議決による。

（付則）

1. この会則は、1990年5月26日に一部改正。
2. この会則は、1999年5月23日に一部改正。この会則の変更は、1999年度に行われる次期役員選挙のときより適用する。連続再任禁止規定の適用は、2000年度から起算する。
3. この会則は、2000年6月4日に一部改正。
4. この会則は、2001年5月27日に一部改正。

経済地理学会細則

1. (会 費)

(1) 本会の会費は、次の通りとする。

普通会員 年間 8,000 円

学生会員 年間 3,000 円

賛助会員 年間 1 口 10,000 円 (2 口以上)

ただし、普通会員のうち、常任幹事会が認定した大学院学生またはそれに準ずる者の会費は 3,000 円とする。

また、4(2)に該当する寄附金を納めた普通会員の会費は無料とする。

(2) 会費の納入は毎年 4 月 (新入会員は入会時) とする。

(3) 既納の会費は返却しない。

2. (事務局)

(1) 本会の会務の遂行のために、事務局を置くことができる。

(2) 本会の事務局は、当分の間、成蹊大学経済学部内 (〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1) に置く。

(3) 本会の事務を処理するために職員を置くことができる。

3. (支部の運営)

(1) 支部は、会則第 2 条 (目的)、およびそれを達成するための第 3 条 (事業) に即して活動する。

(2) 支部が支部長候補者を会長に推薦する際には、支部代表幹事を通じておこなう。

(3) 支部は、常任幹事会および評議会に、毎年度、事業報告および会計報告をおこなう。

4. (寄附金)

(1) 本会の寄附金は 1 口 10,000 円、1 口以上とする。

(2) 65 歳以上 70 歳未満の普通会員が 10 口以上、もしくは 70 歳以上の普通会員が 5 口以上の寄附をした場合は、それ以降の会費を納めたものとみなすことができる。

(3) 受け入れた寄附金は、原則として若手会員の研究奨励を目的とした特別会計にて取り扱う。ただし、寄附者が、とくにその他の用途について希望した場合は、その限りではない。

(付 則)

1. この細則は 2001 年 5 月 27 日より施行する。

2. この細則は、2003 年 6 月 1 日に一部改正。この細則の変更は、2003 年 4 月 1 日より適用する。

3. この細則は、2006 年 5 月 28 日に一部改正。この細則の変更は、2006 年 4 月 1 日より適用する。

4. この細則は、2009 年 9 月 27 日に一部改正。この細則の変更は、2009 年 12 月 1 日より適用する。

5. この細則は、2015 年 5 月 4 日に一部改正。この細則の変更は、2015 年 4 月 1 日より適用する。

6. この細則は、2017 年 5 月 28 日に一部改正。この細則の変更は、2017 年 4 月 1 日より適用する。

大学院学生またはそれに準ずる者の認定に関する内規

(2003 年 6 月 1 日制定, 2009 年 9 月 27 日一部改正)

大学院学生の会費を納入する者として常任幹事会が認定するための手続を次のように定める。

1 大学院学生会費納入者としての認定を申請できる者は、当該年度の 4 月 1 日現在で大学院等に在学している学生またはそれに準ずる者とする。

2 認定を希望する者は、所定の方法によって常任幹事会に申請する。申請の際には、在学を証明するもの (学生証もしくは在学証明書のコピーなど) 等を年度ごとに提出しなければならない。